

議員定数の検討にかかる有識者等の活用に関する調査表

No.	都道府県名	市区名	審議会等の名称	設置期間等	審議事項、意見聴取事項等	有識者の構成 ※具体的に挙げていただけましたら幸いです。	設置及び有識者選出の法的根拠
1	埼玉県	所沢市	所沢市議会議員定数に関する審議会	平成24年2月29日 ～ 平成24年12月31日	所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会設置条例(所掌事務) 第2条 所沢市議会の議員定数のあり方に関する必要な事項について、議会の諮問に応じて審議し、及び議会に意見を申し出ることができる。	会長 有識者 法政大学法学部教授 廣瀬克哉氏(当時) 職務代理者 知識者 所沢市体育協会副会長 新井喜代子氏(当時) 委員 有識者 山梨学院大学法学部教授 江藤俊昭氏(当時) 知識者 所沢市地区労働組合協議会元議長 渡辺良雄 自薦市民 本橋辰哉	所沢市議会基本条例 第23条 所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会設置条例(組織) 第3条 審議会は、委員5人以内で組織する。(委員) 第4条 委員は、知識経験を有する者その他議長が必要と認めるもののうちから、議長が委嘱する。
2	京都府	京都市会	市会改革委員会における意見聴取	H25.8.12 H25.9.4	議員定数及び議員報酬について	立命館大学教授 駒林 良則 氏 京都府立大学准教授 窪田 好男 氏 龍谷大学准教授 土山 希美枝 氏	地方自治法に規定されていた、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会において調査又は審査に必要があると認めるときに、利害関係者や学識経験者などの出頭を求めその意見を聴く参考人制度を準用した。 ※市会改革推進委員会要綱(平成23年5月30日市会議長決定)第15条において、「この要綱に定めるもののほか、委員会の運営については、 <u>常任委員会の例による。</u> 」と規定していた。
3	山口県	山陽小野田市	議会のあり方調査特別委員会が講師を招聘し、研修会を実施		議員定数、議員報酬及び政務活動費	山梨学院大学法学部大学院研究科長 江藤 俊昭 氏	
4	沖縄県	名護市	定数問題について大学教授を講師に招聘(H27) 議員定数に係る講演会(H28)	議員定数の検討に係る審議会等の設置はない。	議員定数の検討に係る審議会等の新設はなかったが、検討機関として議長の諮問を受け議会運営委員会が所管し議員定数の検討が進められた。市民意見交換会での意見交換、パブリックコメント、アンケート等を実施し、また2回に渡り有識者を招聘し講演会を開催し検討を重ね、議員定数24人を答申として報告した。 有識者による講演会においては、全国の現状と傾向、地方自治法の制度説明、議員定数の見直し方法等の説明を受けた。	H27講演会講師 沖縄国際大学法学部教授 前津榮健 H28講演会講師 (株)地方議会総合研究所所長 廣瀬和彦	なし
5	滋賀県	近江八幡市	近江八幡市議会専門的事項のあり方調査委員会	R3.9.30～ R4.3.28	近江八幡市議会専門的事項のあり方調査委員会設置要綱(調査事項) 第2条 調査委員会は、次に掲げる事項について調査し、研究するものとする。 (1) 議員の定数に関すること。 (2) 議員報酬に関すること。 (3) 議会改革に関すること。	座長 駒林 良則 氏(立命館大学法学部教授) 副座長 土山 希美枝 氏(法政大学法学部教授) 委員 今里 佳奈子 氏(龍谷大学政策学部長・教授)	近江八幡市議会専門的事項のあり方調査委員会設置要綱(委員) 第3条 調査委員会の委員は、調査事項に関し学識経験を有する者等若干名をもって充て、議長が委嘱する。

No.	都道府県名	市区名	審議会等の設置または意見聴取を行うに至った経緯 ※学識経験者等の選定にあたって、恣意的な選定とならないか議論がなされたかについてもご教示ください。	調査報告			調査等費用			調査結果に基づく定数改正の有無 (ありの場合は改正前後の定数も記載してください。)
				①報告の方法	②報告年月日	③資料等の有無	①金額	②支出費目	③内訳	
1	埼玉県	所沢市	地方自治法の改正により人口に応じて定められていた議員定数の法定上限が撤廃されたことに伴い、議会運営委員会において、議員定数の在り方について協議することが確認され、審議会を設置して議員定数の算出根拠等について諮問することとなった。 学識経験者等の選出について、議会運営委員会の部会を立ち上げ、メンバーについて協議し、議会運営委員会で全会一致で決定したことから、議長の恣意的な選定とはなっていないものとする。	答申書	平成24年11月29日	有	250,000円	謝礼	50,000円×5委員 =250,000円	議員定数36人→37人 審議会の答申を受け、本則は36人であった定数を1人増とした37人に改正したが、条例改正の手続の一つであるパブリックコメントでは多くの市民が削減の意見であったことから、当分の間、33人を定数とすることを改正附則に規定した。 現在も、附則の規定により定数が33人となっている。
2	京都府	京都市会	議員の処遇に関することについて、議員だけで議論するのではなく、幅広い意見を聞いて議論の参考とするため。 ※学識経験者等の選定については、市会改革推進委員会の正副委員長による協議を行い、当該協議結果を委員会に報告し、決定した。恣意的な選定とならないかについて議論がなされたかについては、明確な記録は残っていない。	調査の内容を報告書にまとめ、京都市会ホームページに掲載した。	平成26年1月17日 平成27年3月20日	学識経験者に議員定数及び議員報酬に関する意見書の提出を求めた。	434,343円 (③内訳の金額の合計(3人分))	報償費	【外部有識者への謝礼及び費用弁償】 ○1回あたりの謝礼(費用弁償込み) <委員会出席> 33,411円(うち復興特別所得税及び所得税源泉徴収額3,411円) <意見書提出> 111,370円(うち復興特別所得税及び所得税源泉徴収額11,370円)	委員会での合意には至らなかったが、当該議論等の内容を踏まえ、複数の会派からの提案により、議員定数を69名から67名に削減する条例改正案が提案され、賛成多数で可決された。 (平成26年3月17日可決)
3	山口県	山陽小野田市	議会アドバイザー制度設置の先進地である北海道芽室町を視察し、アドバイザーに江藤俊昭氏が名を連ねていたため、議会のあり方調査特別委員会が招聘。	議員への研修会	平成28年3月22日	有	50,000円	報償費	講師謝礼	有(改正前:24人 改正後:22人)
4	沖縄県	名護市	平成27年度及び平成28年度に有識者を招き講演会を開催しているが議会としての選定はなく、議会事務局において、地方議員のためのセミナー開催の実績があり、議員定数に関する研修会を全国各地で開催している実績等を踏まえて研修会の講師を招聘した。	名護市議会運営委員会からの答申として平成29年3月(第186回)定例会の最終日において議会運営委員会委員長より答申の報告がされた。	平成29年3月24日	名護市議会の議会改革の答申について(答申)	H27 13,750円 H28 327,740円 43,200円	H27 報償費 H28 委託料 役務費	H27 講演会講師謝礼金 13,750円 H28 議会改革研修会業務委託料 327,740円 会議録作成 43,200円	あり 議員定数27人から26人へ改正 ※議会運営委員会の答申では定数24人とされ「名護市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」が上程されたが、修正案が出され可否同数により議長が修正案に可決と裁決した。
5	滋賀県	近江八幡市	3年間にわたり議会改革推進委員会において、定数検討の議論がなされてきたが、議員間では結論に至らず、第三者機関を設置、諮問し、答申を受けることになった。 学識経験者等の選定にあたっては、事務局に一任され、当市の各種審議委員経験者を中心に議会に精通している方を選定した。	調査委員会から議長へ答申され、その後、全員協議会で報告	R4.3.28 答申 R4.4.18 全協	有 専門的事項に係る調査結果報告書	265,120円	報償費 旅費	195,000円 70,120円	有 令和4年6月定例会において定数条例改正 24人→22人